

第6節 津波災害応急対策

津波による被害の拡大を防止するため、応急活動体制の確立等の応急対策に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

津波災害時における応急措置は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 応急活動態勢

組織については、第2章第2節「佐井村災害対策本部」及び第3節「動員計画」によるほか、津波来襲に対する警戒態勢は次のとおりとする。

(1) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれがある段階

ア 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 総務課員・佐井消防分署員は、青森地方気象台から何らかの通報が届くまで、少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波警報等の伝達は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、同報無線、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ 異常な水象を知ったときは、県、大間警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(2) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア 総務課員・佐井消防分署員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。



イ 沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、同報無線、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

監視場所	監視人	備考
佐井漁港北防波堤	総務課員・大間消防署佐井消防分署員	

3. 津波警報等・地震情報等の伝達

津波警報等・地震情報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に伝達する。

情報の種類、発表基準及び伝達方法等は第4章第1節「津波警報等・地震情報等の収集及び伝達」によるほか、村における沿岸住民に対する津波警報等の周知方法は次のとおりとする。

区分	打鐘標識	サイレン標識	その他
津波注意報 (津波注意)		10 秒 10 秒 ——— 2 秒 ———	広報車、防災行政無線 (同報無線)、有線放送、 等
津波警報		5 秒 5 秒 ——— 6 秒 ———	”

第4章 災害応急対策計画

区 分	打鐘標識	サイレン標識	その他
大津波警報		3 秒 —— 2 秒 —— 3 秒	〃
津波注意報 津波注意解除 津波警報解除		10 秒 —— 3 秒 —— 1 分	〃

4. 避難

(1) 沿岸住民に対する避難の勧告、指示については、第4章第5節「避難」に定めるところによるが、特に次のような措置を講じ、住民の避難が円滑に行われるよう努める。

ア 避難の勧告

津波の来襲に時間的余裕がある場合に勧告し、避難行動要支援者を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件（自動車等）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。

イ 避難の指示

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全住民を避難させる。

ウ 避難指示（緊急）等の伝達

避難指示（緊急）等を発したときは、広報車・防災行政無線（同報無線）・サイレン・有線放送等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。

津波による避難指示（緊急）等は次による。

警 鐘 信 号	サイレン 信 号		
乱 打	約1分 	約5秒 休 止	約1分

エ 指定避難所等

指定避難所等については、次のとおりとする。

[平成29年4月現在]

屋内避難所	対象区域	避難誘導責任者
ゆうなぎの里	原田	消防団長、地区総代・会長等
原田地区生活改善センター	原田	〃
佐井中学校	黒岩・中道	〃
農業研修センター	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃
児童交流センターぽぽらす	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃
佐井村保育所	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃
長福寺	谷地町・浜町・黒岩・大町・新町	〃
法性寺	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃

屋内避難所	対象区域	避難誘導責任者
発信寺	川原町・工場町・大町・新町・緑町	消防団長、地区総代・会長等
常信寺	谷地町・大町・新町	〃
佐井小学校	台場・川向・浦町・仲町・浜町	〃
佐井村振興センター	台場・川向・浦町・仲町・浜町	〃
高齢者生活改善センターあすなろ	新町・浦町	〃
八幡宮	新町・浦町・川原町・大瀬戸・仲町・浜町	〃
川目地区生活改善センター	川目	〃
矢越地区生活改善センター	矢越	〃
旧磯谷小中学校	磯谷	〃
長後地区生活改善センター	長後	〃
福浦小中学校	福浦	〃
歌舞伎の館	福浦	〃
牛滝小中学校	牛滝	〃
牛滝地区交流促進センター	牛滝	〃

屋外避難場所	対象区域	避難誘導責任者
ゆうなぎの里駐車場	原田	消防団長、地区総代・会長等
佐井中学校校庭	黒岩・中道	〃
長福寺	谷地町・浜町・黒岩・大町・新町	〃
法性寺	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃
発信寺	川原町・工場町・大町・新町・緑町	〃
常信寺	谷地町・大町・新町	〃
佐井小学校校庭	台場・川向・浦町・仲町・浜町	〃
八幡宮	新町・浦町・川原町・大瀬戸・仲町・浜町	〃
旧磯谷小中学校校庭	磯谷	〃
磯谷防災公園	磯谷	〃
旧長後小中学校校庭	長後	〃
福浦小中学校校庭	福浦	〃
牛滝小中学校校庭	牛滝	〃

(2) 在港船舶等の避難

第4章第5節「避難」に定めるところによる。

第7節 消防

大規模地震・津波において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。